# 被災事業者事業継続支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 被災事業者事業継続支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の実施については、 秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 大雨による被害を受けた小規模事業者の事業の継続を支援するため、施設、設備、車両 (以下「施設、設備等」という。)の復旧に係る経費の一部を補助し、地域経済の維持を図る ことを目的とする。

(定義)

- 第3条 この要綱において、「小規模事業者」とは、別表1に定める者で、次のいずれにも該当 しないものをいう。
- (1) 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有するもの。
- (2) 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を複数の大企業で所有するもの。
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めるもの。
- 2 この要綱において、「大雨による被害」とは、秋田県内における令和7年8月20日からの 大雨及び同年9月2日からの大雨を起因とする被害とする。
- 3 この要綱において、「復旧」とは、大雨による被害を受けた施設、設備等の機能が、大雨に よる被害を受ける直前と同程度の状態まで回復することをいう。

#### (補助対象事業者)

- 第4条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 秋田県内に主たる拠点を有する小規模事業者であること。
  - (2) 現在営んでいる事業の業種が別表2に掲げる業種に該当しないこと。
  - (3)業務に用いる施設、設備等が大雨による被害を受けたこと。
  - (4) 事業継続計画(BCP) 又は事業継続力強化計画を策定済み、又は策定する予定であること。
  - (5) 次の欠格事項に該当していないこと。
    - ア 国税又は地方税の滞納があるもの。ただし課税庁が認めた納入計画を立てているものを 除く。
    - イ 秋田県又は公的金融機関(以下「債権者」という。)からの融資(間接融資を含む)等 を受けている場合、その債務の履行を怠り又は滞っているもの。ただし、債権者が認めた 返済計画があるものを除く。
    - ウ 小規模事業者及びその役員が、暴力団等の反社会的勢力であるもの。また、反社会的勢力と関係を有しているもの。

### (補助対象事業)

第5条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる全ての事項に該

当する事業とする。

- (1) 大雨による被害を受けた事業用の施設、設備等の復旧を行う事業であること。
- (2) 申請する事業が、国若しくは県の他の補助金等又は既にこの補助金の採択を受けていないこと。
- (3) 事業期間が令和7年8月20日から令和8年2月27日までであること。

### (補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、大雨による被害を受けた事業者が所有する施設、設備等(専ら事業の用に供する部分に限る。)の復旧に要する経費のうち、別表3の内容に掲げるものとする。

### (補助率及び補助額)

- 第7条 補助金の補助率は、補助対象経費の3分の2以内とする。
- 2 補助金の補助限度額は下限を10万円、上限を50万円とする。
- 3 補助対象経費に補助率を乗じて得た額(以下「補助額」という。)に1,000円未満の端数が 生じた場合は、これを切り捨てる。
- 4 大雨による被害を受けた施設、設備等の滅失又は毀損によって補助対象者が受けるべき保険 金及び共済金等(以下「保険金等」という。)がある場合、補助事業に要する経費から保険金 等の金額を差し引いた額を補助対象経費とする。

### (交付申請)

- 第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和8年2月27日 までに補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を知事に提出しなければな らない。
- 2 申請書には、別表4に掲げる書類を添付するものとする。
- 3 申請者は、第1項の補助金の交付の申請をするに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。

## (補助金交付の条件)

- 第9条 知事は、補助金の交付を決定するに当たっては、財務規則第249条の規定により、次に 掲げる事項について条件を付するものとする。
  - (1) 補助金を目的以外に使用しないこと。
  - (2) 法令その他の関係規定を遵守するとともに、知事の指示及び命令事項を確実に履行すること。

### (交付決定通知)

第 10 条 財務規則第 250 条の規定による補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書 (様式第 4 号)によるものとする。

### (債権譲渡の禁止)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

### (事業着手)

第12条 補助事業者が補助金の交付申請前に着手した補助事業について、知事は一切の責任を 負わず、当該着手に係る全ての損失等は自らの責任であることを了知して着手するものとす る。

### (実績報告)

- 第 13 条 財務規則第 255 条に規定する実績報告書は、補助事業実績報告書(様式第 5 号)によるものとする。
- 2 前項の補助事業実績報告書には、収支精算書(様式第6号)を添付しなければならない。

#### (額の確定)

第14条 財務規則第256条の規定により確定した補助金の額が、第10条で通知した交付決定額 と同額であるときは、同条の規定による通知を省略することができる。

## (補助金の支払)

第15条 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、請求書(様式第7号)を知事 に提出しなければならない。

### (補助金の経理等)

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る経理等について、常にその収支を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を最後の交付決定があった日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

# (財産の管理等)

- 第17条 補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応 経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)につい ては、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目 的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳(様式第8号)を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第8条第2項に定める書類に取得財産 等管理台帳(様式第8号)を添付しなければならない。
- 4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることがある。

# (財産処分の制限)

第 18 条 財務規則第 261 条の規定により、知事の承認を受けなければ処分することができない 財産は、補助事業により取得した財産及び効用の増加した財産のうち、取得原価が 50 万円

- (税抜)以上の財産とする。ただし、補助事業の完了後、減価償却資産の耐用年数等に関する 省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める期間(制限期間が10年を超える対象に ついては、10年を限度とする。)を経過した財産については、同条の規定は適用しないもの とする。
- 2 前項の規定による知事の承認の申請は、取得財産目的外処分承認申請書(様式第9号)によるものとする。
- 3 知事は、前項の承認をする場合に、当該財産を取得するために支出した経費の中で、当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額を上限として、納付(補助金の返還)を補助事業者に対して命ずることができる。納付額に関しては、下記のとおりとする。
- (1)補助事業者に財産の処分による収入金があったとき、当該収入金又は当該財産の残余価格のいずれか高い額に対して当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額を上限とする。
- (2)補助事業者に財産処分による収入金がないときは、当該財産の残余価格に対して当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額を上限とする。

### (補助金等の返還)

- 第19条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の 全部又は一部を取り消し、その取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているとき は、期限を定めて返還を命ずるものとする。
  - (1) この要綱の規定に違反したとき。
  - (2) 交付決定の内容に違反したとき。
  - (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

#### (協議)

第20条 補助事業者は、自らの責めに帰さない理由により、補助事業の遂行に支障が生じた場合は、その取り扱いについて、知事と協議し、承認を得なければならない。

## (手続きの一部省略)

第 21 条 財務規則 253 条の規定による補助事業の遂行の状況の報告は、財務規則第 263 条の規定により省略するものとする。

#### (その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附則

この要綱は、令和7年10月30日から施行する。

# 別表1 (第3条関係)

業種等	小規模事業者
未俚守	常時使用する従業員の数(会社及び個人)
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②	20 1 N.Y.
~⑥を除く)	20 人以下
②卸売業	5人以下
③サービス業	5人以下
④小売業	5人以下
⑤宿泊業	20 人以下
⑥娯楽業	20 人以下

### 別表2 (第4条関係)

- 1 農業、林業 (大分類Aに含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材 生産業および林業サービス業は除く。)
- 2 漁業 (大分類Bに含まれるもの。)
- 3 金融・保険業(大分類」に含まれるもの。ただし、保険媒介代理業および保険サービス業は除く。)
- 4 医療・福祉(大分類 P)の社会保険・社会福祉・介護事業(中分類 85)
- 5 以下のサービス業
- (1)風俗営業・性風俗特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年7月10日、法律第122号)により規制の対象となるもの。)
- (2) 競輪・競馬等の競走場、競技団(小分類803に含まれるもの。)
- (3)場外馬券売場等、競輪競馬等予想業(細分類8096に含まれるもの。)
- (4) 興信所(専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。)(細分類 7291 に 含まれるもの。)
- (5) 集金業、取立業(公共料金またはこれに準じるものは除く。)
- (6) 易断所、観相業、相場案内業(細分類 7999 に含まれるもの。)
- (7) 宗教(中分類94に含まれるもの。)
- (8) 政治・経済・文化団体(中分類93に含まれるもの。)

(平成25年10月改訂「日本標準産業分類」による。)

別表3(第6条関係)

区分	内容
	ア 被災施設の修繕に要する経費
施設の修繕	イ 修繕に伴い、復旧に必要と認められる付随費用(清掃費、処分費、撤
	去・据付費、運搬費等)
設備の修繕・購入	ア 被災設備等(車両を除く。以下同じ。)の修繕に要する経費
	イ 被災設備等が大雨による被害を受ける直前に有していた機能と同程
	度の機能を有する設備等の購入に要する経費(被災設備等の修繕が困
	難であると知事が認めた場合に限る。)
	ウ 修繕・購入に伴い、復旧に必要と認められる付随費用(清掃費、処分
	費、撤去・据付費、運搬費等)
	※資産計上され、又はこれに準ずる設備等の修繕・購入とする。
	ア 被災車両の修繕に要する経費
車両の修繕・購入	イ 被災車両が大雨による被害を受ける直前に有していた機能と同程度
	の機能を有する車両の購入に要する経費(被災車両の修繕が困難であ
	ると知事が認めた場合に限る。)
	ウ 修繕・購入に伴い、復旧に必要と認められる付随費用(清掃費、処分
	費、撤去・据付費、運搬費等)
	※資産計上された車両の修繕・購入とする。

- ※補助対象となる施設、設備等は、補助事業者が単独で所有しているもので、専ら業務の用に供する部分に限る(補助事業者(借主)に修繕義務がある賃貸施設、リース設備等を含む。)。なお、補助事業者が法人の場合は法人名義の所有であること。
- ※補助対象経費は、上に定める業務の用に供する部分のみに充当される経費で、事業期間内に当該経費に係る復旧が完了し、かつ支払が完了しているものに限る。
- ※消費税及び地方消費税相当額は補助対象外とする。

# 別表4 (第8条関係)

- ① 収支予算書(様式第2号)
- ② 罹災証明書、被害証明書等
- ③ 修繕又は納品の完了を証する書類
- ④ 請求額及び内訳を証する書類
- ⑤ 支払日、支払金額及び支払先を証する書類
- ⑥ 補助金の支払先となる預金通帳等の写し
- ⑦ 法人税申告書又は所得税申告書
- ⑧ 法人登記簿謄本(個人の場合は個人事業の開業・廃業等届出書の写し)
- ⑨ その他知事が必要と認めるもの